温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

第三条中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第五条の二第一号」を「第六条第一号」に改め、同条第六項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の三第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第七項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第一号中「第六条第一項第一号イ(1)」を「第七条第一項第一号イ(1)」に改める。

第五条の二第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第二十一条の三第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十一条の三」を「第二十七条」に改め、同項各号中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八項中「第二十一条の四第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改める。

第八条中「第二十一条の四第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

第九条第一項中「第二十一条の四第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条の三第三項」を「第二十七条第三項」に、「第二十一条の四第四項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「第二十一条の三第三項」を「第二十七条第三項」に、「第二十一条の四第四項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改める。

第十条中「第二十一条の四第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条の五第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十一条の四第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

第十一条中「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第四項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項第一号中「第六条第一項第一号ロ(1)」を「第七条第一項第一号ロ(1)」に改める。

第十五条中「第二十一条の三第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十六条中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第十七条中「第二十一条の四第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

第十八条中「第二十一条の四第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条の四第四項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改める。

第十九条中「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第一項中「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項各号」に改める。

第二十二条の二中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第二十二条の六中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十三条中「第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一条の八第一項」を「第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項」に改める。

様式第1中「第21条の2第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式備考9中「第21条の3第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式備考10中「第21条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同様式第6表別紙備考6中「第21条の3第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式第6表別紙備考7中「第21条の8第1項」を「第32条第1項」に改める。

様式第1の2中「第21条の3第1項」を「第27条第1項」に、「第21条の2第1項」を「第26条第1項」に、「第21条の4第1項」を「第28条第1項」に改める。

様式第2中「第21条の8第1項」を「第32条第1項」に改める。

様式第3中「第21条の2第1項」を「第26条第1項」に、「第21条の3第1項」を「第27条第1項」に、「第21条の6第1項（第21条の8第6項」を「第30条第1項（第32条第6項」に、「第21条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同様式備考2中「第21条の6第1項（法第21条の8第6項」を「第30条第1項（法第32条第6項」に改める。

様式第4から様式第6までの規定中「第21条の2第1項」を「第26条第1項」に、「第21条の8第1項」を「第32条第1項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第五号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代
防衛大臣　中谷　元